

令和8年6月議会

福祉都市委員会報告資料

- | | | |
|---|--|------|
| 1 | 専決処分（家賃滞納者又は家賃滞納者及び連帯保証人）
報告第8号及び第9号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決
処分について
報告第14号及び第15号 市営住宅に係る和解に関する専決処分に
ついて | … 1頁 |
| | 専決処分（不法占有者）
報告第10号ないし第12号 市営住宅に係る訴えの提起に関する
専決処分について | … 4頁 |
| | 専決処分（高額所得者）
報告第13号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分に
ついて | … 5頁 |
| 2 | 警固公園地下を活用したアジア美術館の魅力向上に向けた検討
状況について | … 8頁 |
| 3 | 動植物園再生事業について | …11頁 |

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第8号及び第9号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者（表1）又は家賃滞納者及び連帯保証人（表2）に対し、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いを求めるため訴えを提起することについて、訴えの相手方ごとに専決処分した。

表1（報告第8号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃総額	住宅明渡し請求日	専決処分年月日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。		円 95,748	令和8年 1月30日	令和8年 3月17日
2			106,760	令和8年 2月28日	令和8年 4月30日
3			109,146	令和8年 2月28日	令和8年 4月30日
4			119,882	令和8年 2月28日	令和8年 4月30日

表2（報告第9号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃総額	住宅明渡し請求日	専決処分年月日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。		円 57,219	令和7年 12月27日	令和8年 3月17日
2			110,935	令和8年 2月28日	令和8年 4月30日
3			101,989	令和8年 2月28日	令和8年 4月30日

○和解に関する専決処分について

報告第14号及び第15号 市営住宅に係る和解に関する専決処分について

市営住宅に係る家賃滞納者のうち、滞納家賃等の納付の意思があると認められる者（表3）又は訴えの提起に至ったが弁論終結までに滞納家賃等を全額納付した者（表4）と和解することについて、和解の相手方ごとに専決処分した。

表3（報告第14号）

	和解の相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃 総額	住宅明渡し 請求日	専決処分 年月日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。		円 19,303	令和7年 12月27日	令和8年 3月19日
2			140,048	令和7年 12月27日	令和8年 3月19日
3			57,851	令和8年 1月30日	令和8年 3月19日
4			130,580	令和8年 1月30日	令和8年 3月19日
5			105,680	令和7年 12月27日	令和8年 3月19日
6			91,774	令和7年 12月27日	令和8年 3月19日
7			173,993	令和7年 12月27日	令和8年 3月19日
8			151,451	令和7年 12月27日	令和8年 3月19日
9			113,238	令和7年 12月27日	令和8年 3月19日
10			235,193	令和8年 1月30日	令和8年 3月19日
11			70,896	令和8年 2月28日	令和8年 4月30日
12			106,235	令和8年 2月28日	令和8年 4月30日
13			78,050	令和8年 2月28日	令和8年 4月30日

14	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。	103,778	令和8年 2月28日	令和8年 4月30日
15		101,873	令和8年 2月28日	令和8年 4月30日
16		276,057	令和8年 2月28日	令和8年 4月30日
17		39,678	令和8年 2月28日	令和8年 4月30日
18		83,535	令和8年 2月28日	令和8年 4月30日
19		64,621	令和8年 2月28日	令和8年 4月30日
20		93,160	令和8年 2月28日	令和8年 4月30日
21		91,839	令和8年 2月28日	令和8年 4月30日
22		151,974	令和8年 3月28日	令和8年 5月25日
23		82,116	令和8年 3月28日	令和8年 5月25日
24		129,161	令和8年 3月28日	令和8年 5月25日
25		85,548	令和8年 3月28日	令和8年 5月25日
26		167,322	令和8年 3月28日	令和8年 5月25日

表4 (報告第15号)

	和解の相手方	明渡し対象住宅	滞納家賃 総額	住宅明渡し 請求日	専決処分 年月日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。		円 40,729	令和7年 8月29日	令和8年 3月17日

○訴えの提起に関する専決処分について

報告第10号ないし第12号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

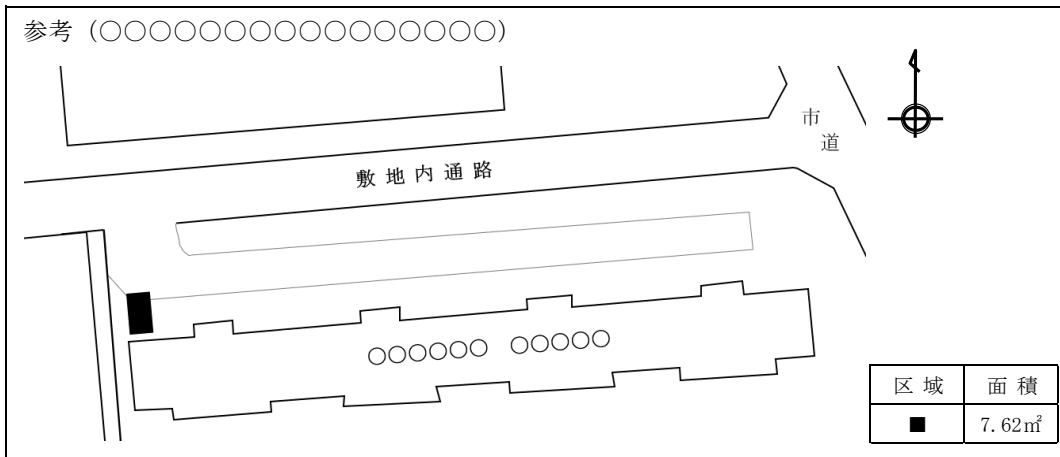
市営住宅に係る不法占有者（表5）及び市営住宅敷地の不法占有者（表6）に対し、住宅又は敷地の明渡し等を求めるため訴えを提起することについて、訴えの相手方ごとに専決処分した。

表5（報告第10号及び第11号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	不法占有 認定日	概 要	専決処分 年月日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。		令和6年 11月21日	相手方は、本件住宅の入居者の死亡により本件住宅の明渡義務を相続した者であるが、当該義務を履行せず、不法に占有したものの。	令和8年 2月24日
2			令和7年 3月11日	相手方は、本件住宅の入居者の死亡により本件住宅の明渡義務を相続した者であるが、当該義務を履行せず、不法に占有したものの。	令和8年 4月7日
3			令和7年 1月18日	相手方らは、本件住宅の入居者の死亡により本件住宅の明渡義務を相続した者であるが、当該義務を履行せず、不法に占有したものの。	令和8年 4月7日
4			令和7年 6月23日	相手方は、本件住宅の入居者の死亡により本件住宅の明渡義務を相続した者であるが、当該義務を履行せず、不法に占有したものの。	令和8年 4月7日
5			令和7年 4月22日	相手方は、本件住宅の入居者の死亡により本件住宅の明渡義務を相続した者であるが、当該義務を履行せず、不法に占有したものの。	令和8年 5月25日
6			令和7年 8月29日	相手方は、入居の決定を受けることなく不正に本件住宅を使用し、名義人が転出した後も明け渡さず、不法に占有したものの。	令和8年 5月25日

表6（報告第12号）

	訴えの相手方	明渡し対象物件	不法占有認定日	概要	専決処分年月日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。		令和6年 10月23日	相手方は、本件住宅の入居者の死亡により市営住宅敷地内に駐車する自動車を相続した者であるが、当該自動車を撤去せず、本件敷地を不法に占有したものの。	令和8年 5月25日



○訴えの提起に関する専決処分について

報告第13号 市営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分について

令和7年度の市営住宅の家賃額を決定する収入認定の際に高額所得者として認定され、令和7年9月に令和8年3月31日を期限とする明渡し請求を受けたにも関わらず、期限を経過してもなお、住宅を明け渡さない高額所得者（表7）に対し、市営住宅の明渡し等を求めるため、訴えを提起することについて、専決処分した。

表7（報告第13号）

	訴えの相手方	明渡し対象住宅	明渡期限日	専決処分年月日
1	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れのある情報については、掲載していません。		令和8年 3月31日	令和8年 5月25日

○以上報告第8号ないし第15号について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年6月10日

福岡市長 高島 宗一郎

令和7年度 市営住宅の管理に関する専決処分等の状況

専決処分の状況

※令和8年2月末時点
(単位:件)

議会報告		訴えの提起			起訴前の和解	訴訟上の和解	合 計
		家賃滞納	不法占有等	計			
令和7年度	7年6月	8	9	17	16	0	33
	7年9月	5	2	7	15	0	22
	7年12月	9	3	12	12	0	24
	8年2月	3	1	4	10	1	15
	合 計	25	15	40	53	1	94



訴えの提起の専決処分を行った者のその後の状況

※令和8年5月末時点
(単位:件)

議会報告		合計	提訴前退去	提訴				提訴準備中
				判決	訴訟上の和解	取下(退去)	裁判中	
令和7年度	7年6月	17(9)	1(1)	13(6)	0	3(2)	0	0
	7年9月	7(2)	1(1)	5(1)	1(0)	0	0	0
	7年12月	12(3)	0	9(2)	1(0)	2(1)	0	0
	8年2月	4(1)	0	2(0)	0	1(1)	1(0)	0
	合 計	40(15)	2(2)	29(9)	2(0)	6(4)	1(0)	0
				38(13)				

※()は不法占有等の件数で、内数。

警固公園地下を活用したアジア美術館の魅力向上に向けた検討状況について

■報告の趣旨

- 警固公園の地下駐車場は、ネクスコ西日本の占用許可期限である令和8年3月末を以って廃止し、今後、経済観光文化局がアジア美術館の施設拡充先として活用することとしている。
- アジア美術館の施設拡充については、経済観光文化局において、令和8年2月議会で基本計画（原案）が報告、同年4月から市民意見募集が実施されたうえで、今回の経済振興委員会において、基本計画（案）および、基本設計に向けた公募についての概要が示されている。
- 同計画（案）において、公園との連携の考え方が示されていることなどを踏まえ、その内容について報告するもの。

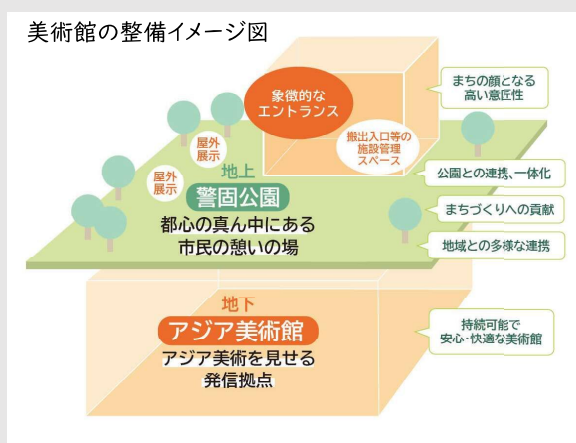
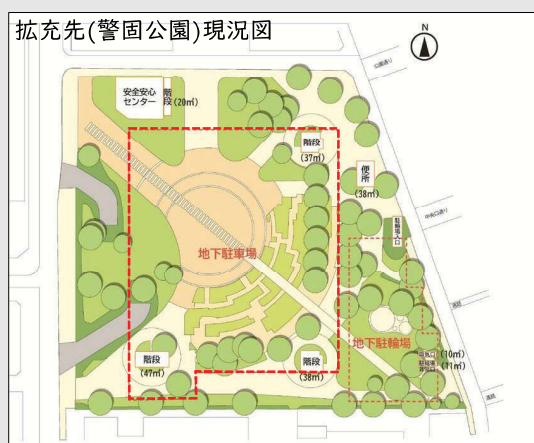
【参考】アジア美術館 魅力向上に向けた検討状況について(経済観光文化局)

1 魅力向上に向けた基本計画(案)について

(1)市民意見募集の実施結果

- 意見募集期間：令和8年4月14日(火)～5月14日(木)31日間
- 意見の提出状況：意見件数 49名、延べ150件

(2)拡充先における施設整備計画



拡充先における施設整備の基本的な方針

まちをつなぎ、人をつなぐ福岡の新たな顔

- ①公園との連携、一体化
- ②まちな顔となる高い意匠性
- ③まちづくりへの貢献
- ④地域との多様な連携

持続可能で安心、快適な美術館

- ①環境への持続可能な配慮
- ②その他の視点
<快適に楽しめるユニバーサルデザイン>
<人と作品を守る高い防災性>

公園等との連携の考え方

- ・公園と周辺に開放された動線やまとまった広場空間、見通し、みどり空間といった既存の公園機能等を確保する。
- ・既存機能（便所、駐輪場、安全安心センター）の継続を前提とした、公園の魅力や利便性の向上と、美術館の意匠性を両立する空間構成とする。

〈参考：地上部の利活用に関する考え方〉

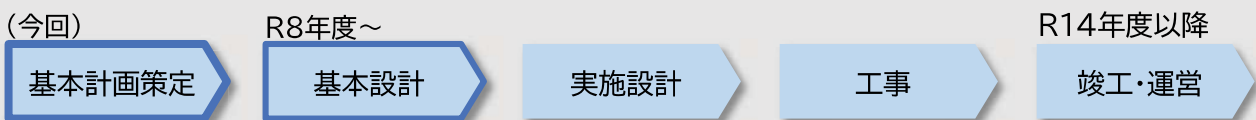


(3) 事業手法の検討

○施設拡充の検討にあたっては、公共の財政負担の低減や施設の効率的な運営を図ることを基本に、多彩なデザイン提案を募ることができる設計者の選定手法や、来館促進や美術館運営、施設管理の効率化など整備、運営面における民間ノウハウの活用を含めた事業手法について検討していく。

2 基本設計者選定の公募概要について

- より魅力的な建築・空間デザインが必要であることから、多彩なデザイン提案を募るため、公募型プロポーザル方式により基本設計者を選定するもの。
- 公募スケジュール(予定)
 - ・R8年夏頃:公募の開始
 - ・R9年当初:事業者決定



※詳細な事業手法については、今後検討

■今後の対応

○警固公園とアジア美術館の一体的な魅力向上に向け、現公園の課題(園内喫煙など)への対応なども含め、経済観光文化局と連携し、適宜議会にも報告しながら取り組んでいく。

動植物園再生事業について

1. 趣旨

- 『福岡市動植物園』は、展示・普及、相談・教育、種の保存、レクリエーションなどの基本価値を備えた市民の憩いの場として、動物園は昭和28年、植物園は昭和55年から運営している。
- 動植物園再生事業については、平成18年より福岡市動植物園再生基本構想・計画に基づき、ペンギン舎やゾウ舎等のリニューアルを進めており、令和8年3月に植物園エントランスガーデンが完成するなど、第1期整備が完了している。
- 第2期整備に向けては、最新の動物福祉規程への適合や、植物園での一人一花運動の拠点機能強化の観点などから、基本構想・計画を一部修正しており、修正を反映した今後の進め方について報告するもの。

2. 背景等

(1) 国際的な動物福祉基準の順守

※JAZA：日本動物園水族館協会

- ・JAZA※動物福祉規程の改定（R4.3）に伴い、動物のストレスとならない構造、十分な広さ、隠れ場所、適切な湿度や明るさ等を保つための施設が必要。

▶▶▶ 基準を満たさない場合、他園（特に国外）からの動物の導入が困難となるため、対応が必要。

(2) 動物調達環境の変化

- ・絶滅危惧種の増加。計画策定時 4,451種(H18) → 7,417種(R5)
- ・ワシントン条約等による商取引禁止動物種の増加。計画策定時 432種(H18) → 496種(R5)

▶▶▶ 国外からの動物入手が困難、野生動物の入手不可。

(3) 動植物園に関わる市民や企業の多様化

- ・動植物園への様々な寄付形態や、一人一花運動の拠点である植物園での共創の仕組みづくりなどによる多様な市民・企業等の関わり方を、さらに広げていく必要がある。

(4) その他社会情勢

- ・気候変動や人口動態、インバウンド、物価上昇など、動植物園経営を取り巻く状況が変化しているため、時代の変化に対応した、柔軟かつ持続可能な経営的視点が必要。

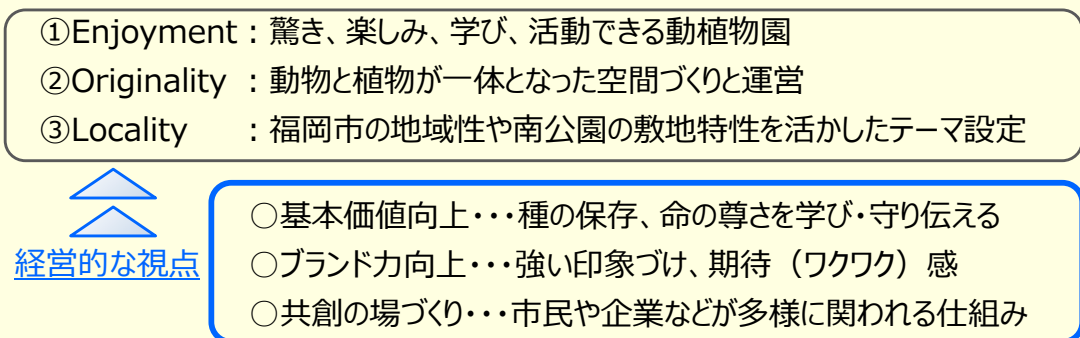
3. 基本理念と3つの基本的方向性

- ・基本構想においては、前述の背景等を踏まえ、基本理念に『多様な関係性の共創』を追加するとともに、3つの基本的方向性に『経営的な視点』として3項目を追加。

① 基本理念

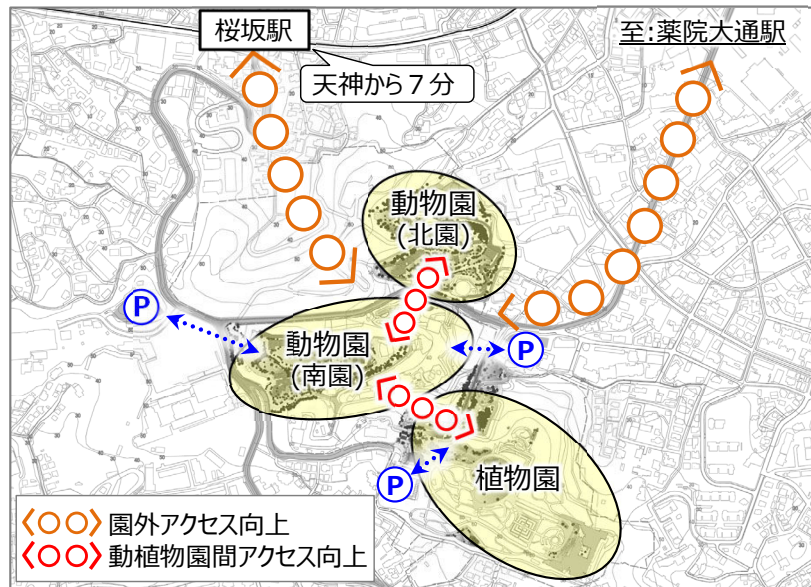
『21世紀・人と動植物の共存、**多様な関係性の共創**』

② 3つの基本的方向性



4. 再生事業のポイント

- 今後の再生事業については、市中心部から近い立地や動物園と植物園の併設という動植物園の強みを活かしつつ、第2期整備に向けて修正した基本計画を基に、以下のポイントで順次リニューアル工事を進めながら、より効果的な運営を進めていく。



動植物園と周辺エリアの関係図

(1) 目標入園者数

- ◆ 一般入園者（有料・無料）については、年間100万人以上を目指す。（当初計画目標：年間100万人）
- ◆ ボランティアメンバーやボタニカルライフスクエアの夜間利用者など、様々な形で来園者の増加を目指す。

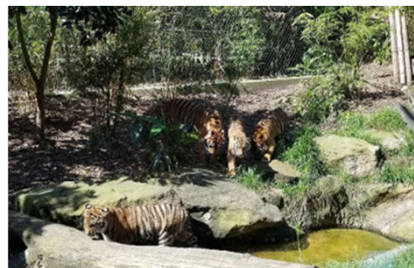
(2) 展示動植物種の考え方

【動物種】

- ◆ 現行の動物の終生飼育を基本とし、限られたスペースの中で動物福祉規程に適合した生息環境に近く、広さのある獣舎の確保や、今後の導入可能性を踏まえ、適正な動物種を見極めていく。（70～100種程度）
- ◆ 動物の生息環境を再現し、本来の行動や習性を発揮させる生息環境展示を行うなど、動物福祉規程に適合した、魅力的な展示を実施。
- ◆ 緑陰のある誰でも見やすい観覧スペースや、高低差を利用したビューポイント等を整備する。



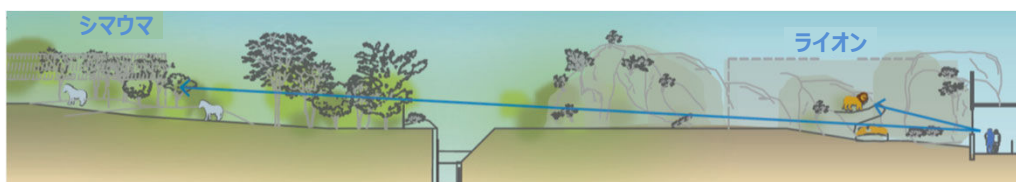
生態的関係性への理解を高める草食動物と肉食動物の通景展示



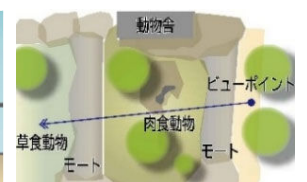
草木や岩、土などで生息地に近い環境を作り出し自然の動物行動を観察できる生息環境展示



緑陰効果の高い樹木を中心に植栽し、快適に観覧できる観覧動線を形成



通景展示のイメージ



【植物種】

- ◆ 温室を含め、現行の植物を可能な限り維持・保全しつつ、リニューアルに応じてエリア毎のテーマ性や生育環境にあった種の充実を図る。（現況展示種数_屋外展示植物：約1,500種 温室展示植物：約660種）
- ◆ 従来の陳列型の展示に加え、園全体に花やみどりが溢れた、風景としての見ごたえがある景観づくりを実施。
- ◆ 四季を通じて見どころがあるガーデンや、楽しみながら学ぶことができる展示など、誰もが訪れたい魅力づくりを実施。



温室でしか見られない貴重な植物等を、天候に左右されずいつでも楽しめる場づくり



季節の移ろいを感じられる桜などの花木の植栽



エントランスガーデンを中心に四季折々、様々な色づく植栽や生物が身近に感じられる植物の展示

(3) 動線計画・園内回遊性

- ◆ より一体的な回遊動線づくりとして、動植物園全体での花やみどりが溢れた景観づくりや、飲食、休憩施設等の適切な配置を実施。（リニューアル工事中の回遊動線や各機能の確保にも配慮）
- ◆ 動植物園ならではの高低差を活かしたビューポイントの設定。
- ◆ 高低差がある場所（低所から高所）等への移動手段となる園内モビリティの導入などにより回遊性を高める。
- ◆ 坂の勾配を緩めながらも曲線的な園路を利用した多様なビューポイントから観覧できる動線を設定。
- ◆ ショートカット動線を各所に配置し、利用者の多様な経路選択の自由度を高め、避難動線としても機能。



観覧動線の一例（北園エリア）



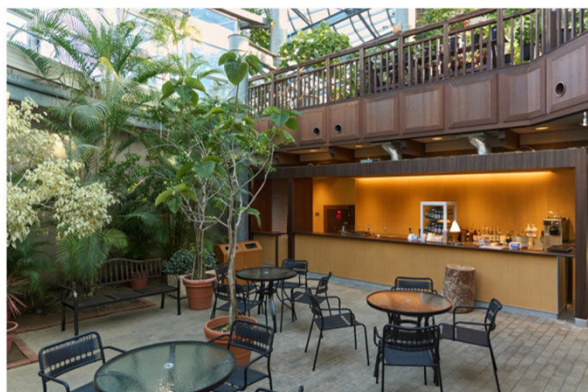
複数人利用を想定した園内巡回モビリティ等により、動物園・植物園全体での回遊性を向上



高低差を活かしたビューポイントの設置（ヤンゴン館からの眺望）



見て食べて楽しんでいただけるよう園路沿いに飲食・休憩スポットを適切に配置



エリアのテーマ性に沿った休憩施設イメージ

(4) 交通アクセス

- ◆ 地下鉄やバスなどの公共交通の利用促進PR等を実施。
- ◆ 最寄駅から歩いて楽しい仕掛けづくりや地域連携等により徒歩利用を促進。
- ◆ 周辺交通に与える影響を低減するため、景観に配慮しながら駐車台数の増加を図るとともに、駐車場の満空情報を発信。



駐車台数の確保など収容機能の拡充

(5) 効果的な運営

- ◆ 来園者の期待感・満足度を高め、来園者の増加や収入・寄付等の増加を図るため、新たな魅力づくりや発信などのソフト施策の展開を意識した施設整備や、市民や企業などの活動の輪の広がりにつながる環境整備を実施。
- ◆ 飲食・休憩スポットや、既存の遊戯施設の更新時期等も踏まえた、動植物園ならではの高低差を活かした遊戯機能を適切に配置。
- ◆ 新たな施設を最大限に活用し、動物や自然環境に対する関心・興味を引き出すプログラムや、ボランティアや企業等と多様な主体の関わりを生む企画など、来園者とともに育ち、育てるイベント等を展開。
- ◆ 都市緑化植物園として展示・体験イベントの充実や、身近な植物相談環境等を整備。
- ◆ 両園がより一体となった運営体制や、サポーター制度の拡充等による多くの市民が関わりやすい仕組みづくり、夜間の積極活用などメリハリが利いた営業時間の設定等、より効率的・効果的な運営を実施。



多様な主体が様々な目的で利用できる空間づくり



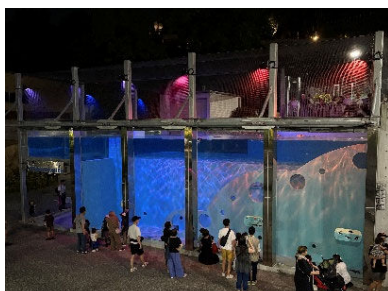
ガーデナーやボランティア等の園内活動の拠点づくり



園内の尾根や谷といった地形の特徴を活かしつつ、動植物に関連付けた大人も子供も楽しめる機能の確保



無料相談機能の拡充と物販・飲食等の来園者サービスの向上（現在の「緑の情報館」）



「夜の動植物園」の開催（左：ペンギン、右：ゾウ）



夜間まで利用可能な「ボタニカルライフスクエア」

5. 第2期整備の進め方

- 修正後の基本構想・計画の方針に基づき、動物の移動条件や整備ローリング、展示効果などを適宜検討し、営業を行いながら着実にリニューアルを進めていく。
- 第2期整備の第一弾として、令和8年度にライオン・トラ舎を含むエリアの基本設計を行うとともに、リニューアル工事中のライオンやトラなどの移転ステップにかかるエリアの基本設計を行う。

ライオン・トラ舎を含むエリアのスケジュール予定：基本設計(R8)、実施設計(R9)、リニューアル工事(R10～)

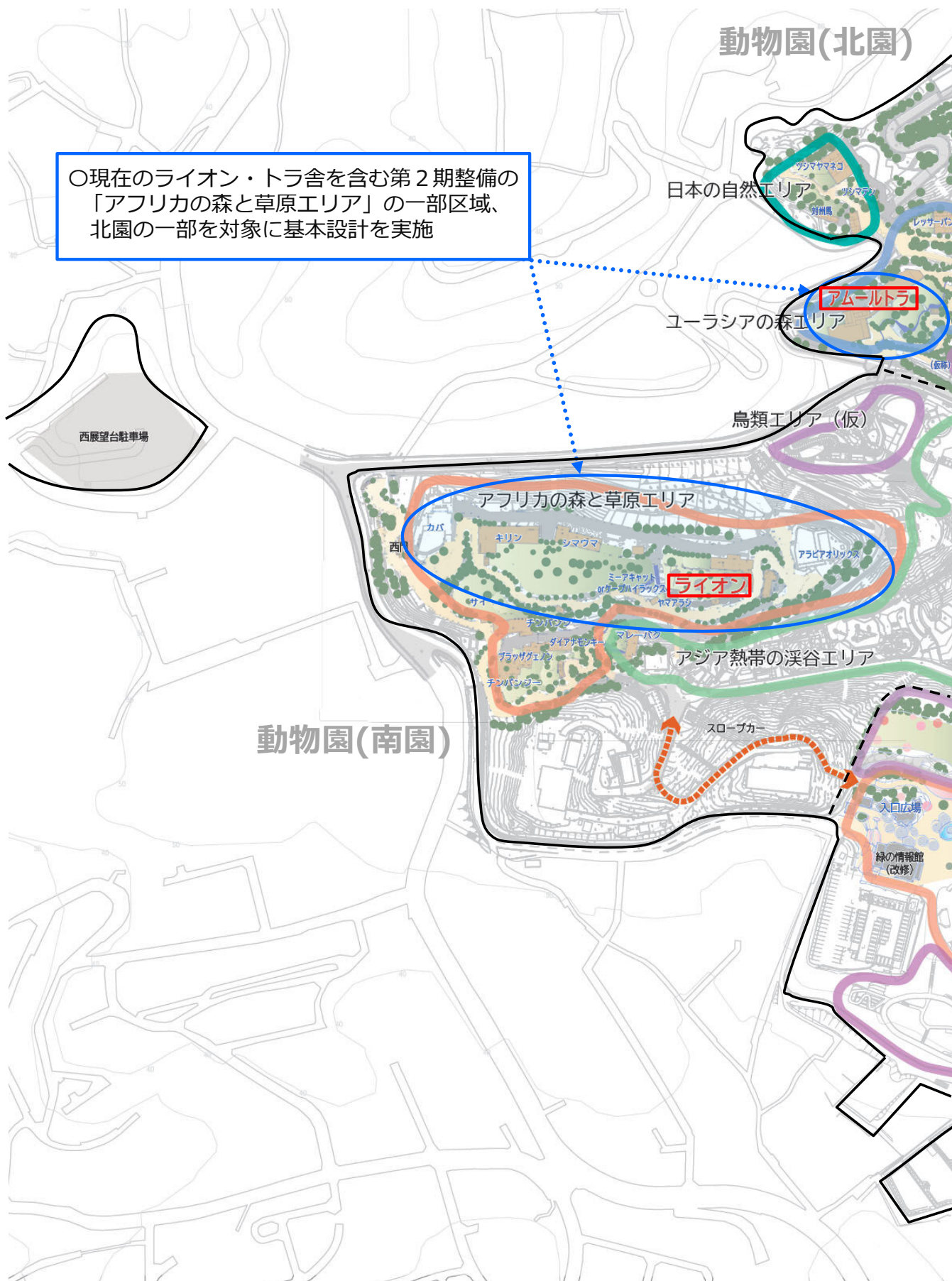


現在のライオン舎



現在のトラ舎

【参考資料①】 動植物園エリア・ゾーニング図



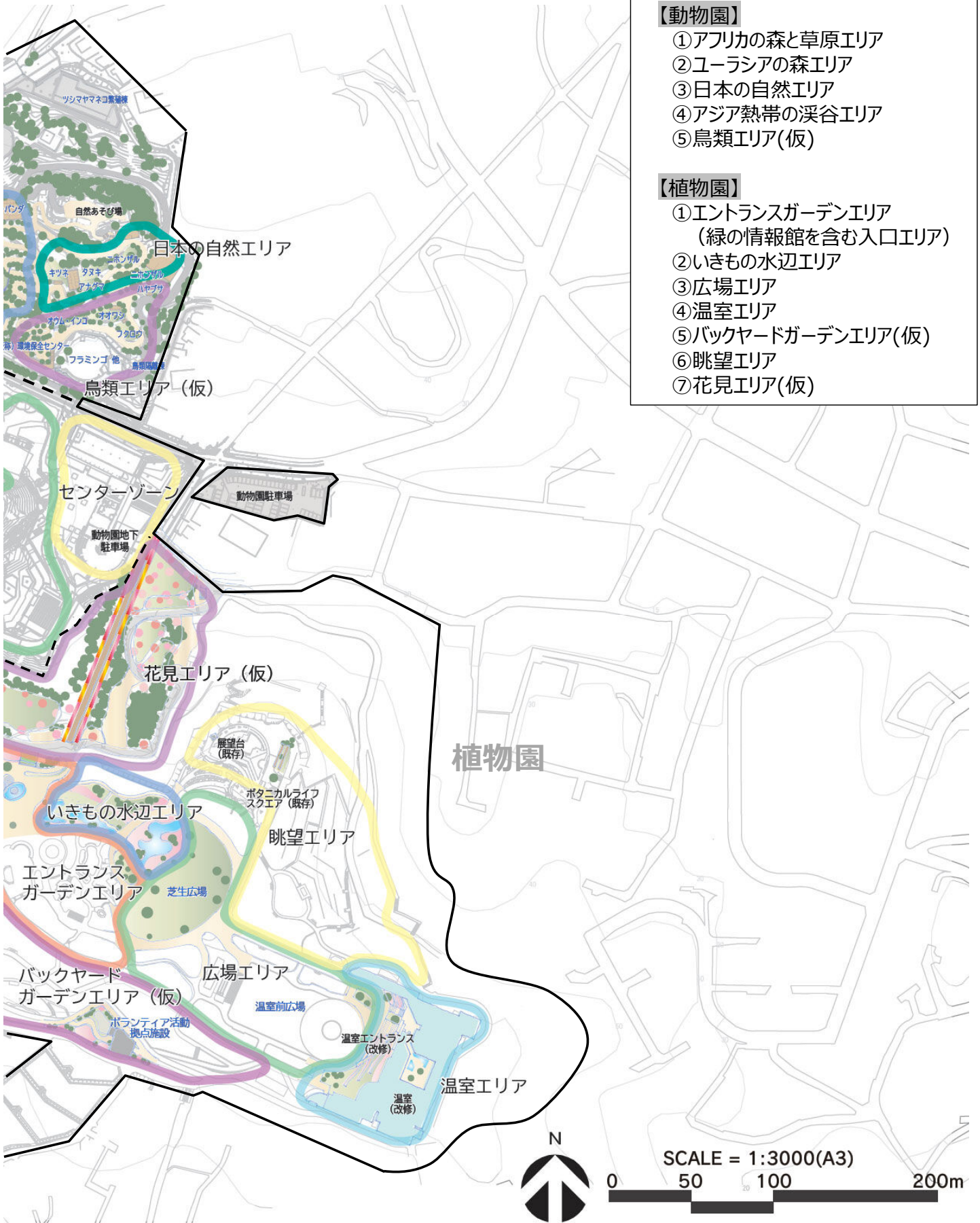
リニューアル着手の想定順序

【動物園】

- ① アフリカの森と草原エリア
- ② ユーラシアの森エリア
- ③ 日本の自然エリア
- ④ アジア熱帯の渓谷エリア
- ⑤ 鳥類エリア(仮)

【植物園】

- ① エントランスガーデンエリア
(緑の情報館を含む入口エリア)
- ② いきもの水辺エリア
- ③ 広場エリア
- ④ 温室エリア
- ⑤ バックヤードガーデンエリア(仮)
- ⑥ 眺望エリア
- ⑦ 花見エリア(仮)



■ H16年（2004）

構想・計画策定の課題・条件	
動物園が抱える課題	与えられた条件
<ul style="list-style-type: none">・施設が老朽化している・園路に坂道が多い・駐車場が不足している・サービス機能が不十分・展示・飼育施設が旧式・動物の保護・繁殖体制が不十分	<u>立地条件</u> <ul style="list-style-type: none">・市の中心部に位置・動物園と植物園が隣接 <u>地形条件</u> <ul style="list-style-type: none">・地形が急峻・豊かな樹林

「福岡市動植物園再生基本構想」(H16)

基本理念:「21世紀・人と動植物の共存をめざして
～いきものたちのよろこぶ公園～」

(1) 3つの基本的方向性

- ① Enjoyment 驚き、楽しみ、学び、活動できる動植物園
- ② Originality 動物と植物が一体となった空間づくりと運営
- ③ Locality 福岡市の地域性や南公園の敷地特性を活かしたテーマ設定

(2) 展示方法: 現場職員の創意工夫による動物の多様な行動を引き出す展示・運営

(3) 展示動物: 飼育舎・放飼場の面積を1.5～2倍とし、動物種を2割程度減らす。

(4) 利便性の改善: 既存駐車場の立体化。

移動補助施設を導入しバリアフリー化を図る

(5) 今後の進め方: 社会的要求度の高い課題、老朽化が進んだエリアから順次改善。

事業期間は概ね20年。

構想・計画策定 当初 の課題・条件	
動物園が抱える課題	与えられた条件
<ul style="list-style-type: none"> ・施設が老朽化している ・園路に坂道が多い ・駐車場が不足している ・サービス機能が不十分 ・展示・飼育施設が旧式 ・動物の保護・繁殖体制が不十分 	<p>立地条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の中心部に位置 ・動物園と植物園が隣接 <p>地形条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形が急峻 ・豊かな樹林

構想・計画策定 以降 の課題・条件	
社会情勢の変化等	経営的な課題
<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な動物福祉基準順守の必要性 ・動物調達環境の変化 ・動植物園に関わる市民や企業の多様化 	<ul style="list-style-type: none"> ・繁忙期と閑散期の来園者数の差 ・収入の伸び悩み ・人件費・物価の高騰

「福岡市動植物園再生基本構想」の一部修正（R8）

基本理念：「21世紀・人と動植物の共存、多様な関係性の共創」

(1) 3つの基本的方向性

- ① Enjoyment 驚き、楽しみ、学び、活動できる動植物園
- ② Originality 動物と植物が一体となった空間づくりと運営
- ③ Locality 福岡市の地域性や南公園の敷地特性を活かしたテーマ設定

経営的な視点

- 動植物園の基本価値向上：種の保存、命の尊さを学び、守り伝える
- 動植物園ブランド力の向上：強い印象づけ、期待（ワクワク）感を提供する
- 動植物園での共創の場づくり：市民や企業などが多様な関わり方ができる仕組みをつくる

(2) 展示方針：動物福祉基準を順守した獣舎確保のため、展示動物を厳選。

アニマルウェルフェアに配慮し、動物の多様な行動を引き出す展示・運営。
一年を通して植物が身近にある暮らしの良さを伝え、植物に興味がない層を引きつける見どころを導入。

(3) 利便性向上：駐車台数の確保など収容機能の拡充。

移動補助施設を導入しバリアフリー化を図る。
アクセスを楽しめる仕掛けの導入。

(4) 今後の進め方：社会的要求度の高い課題、老朽化が進んだエリアから順次改善。

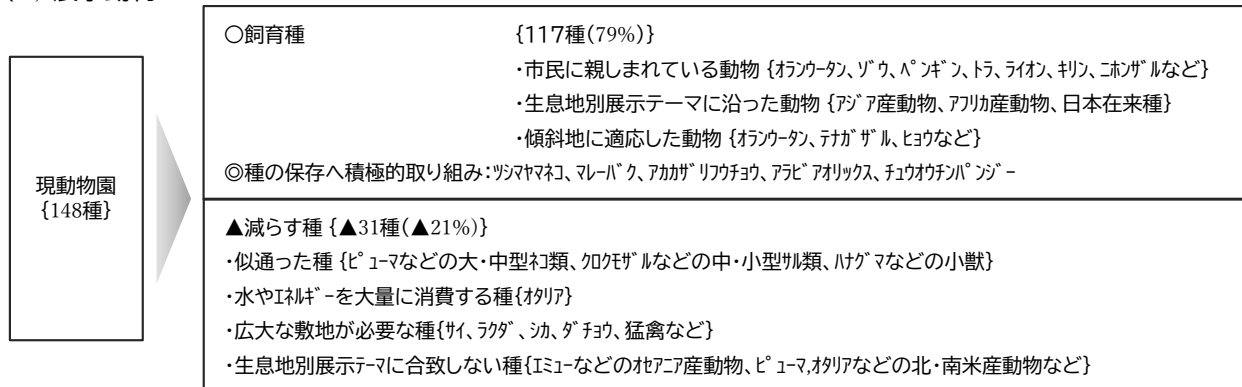
■ H18年（2006）

福岡市動植物園再生基本計画(H18)

(1) 目標入園者数

・現在：約70万人/年間(H14年度：68万人，H15年度：71万人，H16年度：63万人) → 目標：約100万人/年間

(2) 展示動物



動物の福祉と尊厳に配慮した空間を確保
新獣舎・放飼場の広さを現在の2.0倍確保（現況5,493㎡→計画11,230㎡）

(3) 動物展示の工夫

- ・動物本来の力強さ、器用さ、スピードなどを引き出すための展示を工夫する。
- ・動物独自の大きさ、息づかいを感じディテールまで観察してもらうための近さに配慮した展示を工夫する。

(4) 動線計画

- ・急勾配園路(8%以上勾配)の割合を全体の4分の1に抑える。現況59%→計画25%
(南園では49%→12%、北園では75%→47%)
- ・エスカレータ1機、車椅子ベビーカー昇降機1機、エレベータ2機を導入。園内巡回カートを導入。
- ・管理動線と観覧動線をできるだけ分離し、来園者の安全性と観覧雰囲気向上をさせる。

(5) アクセスの改善

- ・地下駐車場、既存駐車場の立体化による駐車台数の増加を図る。現況295台→計画最大で750台
- ・繁忙日対策として公共交通機関の利用促進PRやシャトルバス運行を行い、駐車台数の不足を補う。
- ・周辺環境、周辺施設と一体となった徒歩利用を促進する。

(6) 運営プログラム

- ・他の教育施設に比べ利用者の多い「レクリエーションとして訪れる人々」を重点対象として、動物や自然環境に対する関心・興味を引き出すためのプログラムを実施する。

(7) 整備計画

- 事業スケジュール
 - ・工事期間は20年間。
 - ・2～3年に1度は話題性のある施設を提供する。
 - ・事業量(事業費)をできるだけ平準化する。
- 概算事業費と整備ローテーション
 - ・第1期整備(H18～27年度)は、「アジア熱帯の渓谷エリア」などのエントランスに近い区域を整備する。
 - ・第2期整備(H28～37年度)は、「アフリカの草原エリア」、「動物行動・環境へ適応エリア」、「日本の自然エリア」を整備する。
 - ・第1期整備約50億円、第2期工事約40億円とし、総工事費は約90億円とする。
- 植物園との一体化
 - ・開園後25年を経過した植物園について、動物園との一体化を図るため、再生計画の進捗にあわせた展示植物の充実、施設のリニューアルなど、機能の拡充・更新を図っていく。

福岡市動植物園再生基本計画の一部修正(R8)

(1) 目標入園者数

- ・計画当初の目標:約100万人/年間⇒100万人以上/年間
- ・ボランティアメンバーやボタニカルライフスクエアの夜間利用者など、様々な形で来園者の増加を目指す。

(2) 展示動植物種の考え方

①動物種

- ・現行の動物の終生飼育を基本としながら、限られたスペースの中で動物福祉規程に適合した生息環境に近く、広さのある獣舎を確保していく必要があることから、以下の考えに沿って、長期的な視点で適正な動物種を見極めていく。

- 市民に親しまれている種、環境教育として展示効果が高い種(アジアウ、シロサイ、フクロパンダなど)
- 生息地別展示テーマに沿った種(アジア産動物、アフリカ産動物、日本在来種)
- 希少種、絶滅危惧種など、種の保存への積極的な取り組み(ツマヤネコ、ムルトラなど)
- IAZA加盟園館と協働で繁殖や保全に取り組む種(レッパング、マルゲマなど)

(当初)H18 動物種(148種)

(現況)R7 動物種(91種)

(計画) 動物種 70~100種程度 (▲50~80種を減少)

- ・動物の生息環境を再現し、本来の行動や習性を発揮させる生息環境展示等、動物福祉規程に適合した魅力的な展示を実施する。

- 来園者の体感テーマ、ストーリー展開、伝えたいメッセージ等を設定し、魅力的な展示・解説手法を採用
- 植物園の中に動物がいるような、獣舎内外の境目を感じにくいシームレスな展示環境の創出
- 動物独自の大きさ、息づかいを感じディテールまで観察してもらうための近さに配慮した展示の工夫
- 緑陰のある誰でも見やすい観覧スペースや、高低差を利用したビューポイント等の整備

②植物種

- ・温室を含め、現行の植物を可能な限り維持・保全しつつ、リニューアルに応じてエリア毎のテーマ性や生育環境にあった種の充実を図る。

- 市民に親しまれつつ、まちなか緑化をリードする種
- 九州・福岡に生育する在来種、保全種など生物多様性に寄与する種
- 歴史・文化・生活との関わりが深く、多面的な価値に触れられる種

(当初計画)S52 屋外展示植物 (約1,500種)
S53 温室展示植物 (約1,500種)

(現況展示種数)R7 屋外展示植物 (約1,500種)
温室展示植物 (約660種)

- ・従来の陳列型の展示に加え、園全体に花やみどりが増え、風景としての見ごたえがある景観づくりや、四季を通じて見どころがあるガーデン、楽しみながら学ぶことができる展示など、誰もが訪れたい魅力づくりを実施。

- 緑の価値を感じられる空間や四季を通じてアトラクティブな風景を創出する
- 昆虫や水生植物、展示動物との関わりなどが学べる展示・解説手法の導入

(3) 動線計画・園内回遊性

- ・より一体的な回遊動線づくりとして、動植物園全体での花やみどりが溢れた景観づくりや、飲食、休憩施設等の適切な配置を実施。

(リニューアル工事中の回遊動線や各機能の確保にも配慮)

- ・動植物園ならではの高低差を活かしたビューポイントの設定
- ・高低差がある場所(低所から高所)等への移動手段となる園内モビリティの導入などにより回遊性を高める。
- ・急勾配な動物園内の園路(8%以上勾配)の割合を抑える。当初59%→現況30%⇒全体の10分の1~2程度。
- ・曲線的な園路を利用した多様なビューポイントから観覧できる動線を設定。
- ・ショートカット動線を各所に配置し、利用者の多様な経路選択の自由度を高め、避難動線としても機能させる。
- ・管理動線と観覧動線をできるだけ分離し、来園者の安全性と観覧雰囲気向上をさせる。
- ・スロープカー2機を導入済(H20年度)、エレベータは3機を導入済(H24年度、H30年度)であり、事業進捗に応じて適宜、台数拡充。

(4) 交通アクセス

- ・地下鉄やバスなどの公共交通機関の利用促進PR等を実施。
- ・周辺環境、周辺施設と一体となった、最寄駅から歩いて楽しい仕掛け、立ち寄りスポットとの連携等により徒歩利用を促進。
- ・周辺交通に与える影響を低減するため、景観に配慮しながら駐車台数の増加を図る。
(当初295台→現況449台⇒事業進捗に応じて適宜、台数拡充。)
- ・駐車場の満空情報を発信。

(5) 効果的な運営

- ・来園者の期待感・満足感を高め、来園者の増加や収入・寄付等の増加を図るため、新たな魅力づくりや発信などのソフト施策の展開を意識した施設整備や、市民や企業などの活動の輪の広がりにつながる環境整備を実施。

- ・飲食・休憩スポットや、既存の遊戯施設の更新時期等も踏まえた、動植物園ならではの高低差を活かした遊戯機能を適切に配置。
- ・新たな施設を最大限に活用し、動物や自然環境に対する関心・興味を引き出すプログラムや、ボランティアや企業等多様な主体の関わりを生む企画など、来園者とともに育ち、育てるイベント等を展開。
- ・都市緑化植物園として展示・体験イベントの充実や、身近な植物相談環境等を整備。
- ・両園がより一体となった運営体制や、サポーター制度の拡充等による多くの市民が関わりやすい仕組みづくり、夜間の積極活用などメリハリが利いた営業時間の設定等、より効率的・効果的な運営を実施。

(6) 事業計画

- 事業スケジュール及び整備ローテーション
- ・2~3年に1度は話題性のある施設を提供。
- ・事業量(事業費)できるだけ平準化。

<動物園>

- ・第1期整備(H18~R4年度)は「アジア熱帯の渓谷エリア」などのエントランスに近い区域を整備。
- ・第2期整備は、「アフリカの森と草原エリア」「ユーラシアの森エリア」「日本の自然エリア」等を整備。

<植物園>

- ・一人一花運動の拠点である植物園の機能強化として、「温室前広場」「エントランスガーデン」等を整備。(R6~R7年度)
- ・「植物園入口広場、緑の情報館」「いきもの水辺エリア」「温室エリア」「眺望エリア」等の施設整備。